

第 67 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 8 月 26 日（月） 10：00 ～ 10：55

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ長、東京都総務局統計部長

【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

議 事

- (1) 諮問第 52 号の答申「農林業センサスの変更について」
- (2) 諮問第 56 号「工業統計調査の指定の変更について」
- (3) 諮問第 57 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第67回統計委員会を開催させていただきます。

本日は、縣委員、川本委員が御欠席でございます。

この後、本委員会に続きまして、基本計画部会、そしてまた第2ワーキンググループの会合が開かれるという予定で、最後は6時半を過ぎるのではないかと思います、長丁場ですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、8月に事務局に人事異動がございました。内閣府では、前川総括審議官に委員会を担当していただいておりますが、このたびの人事異動により、前川大臣官房審議官に加えまして、井内大臣官房審議官にも委員会を担当していただくということになりましたので、御挨拶のほどよろしく願いいたします。

○井内大臣官房審議官 井内でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○樋口委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上室長 それでは、議事次第を御覧いただきたいと思います。本日は大きく4つの議事を予定しております。資料も4つございます。

資料1「諮問第52号の答申 農林業センサスの変更について（案）」でございます。これは議事の1番に対応しています。

資料2「諮問第56号 工業統計調査の名称の変更について」は、議事の2番に対応しております。

資料3「諮問第57号 国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」は、議事の3に対応しています。

資料4「産業統計部会の審議状況について」は、議事の4に対応しております。

そのほかに参考1として「第65回統計委員会 議事録」、参考2として「第66回統計委員会 議事概要」がございます。

過不足があれば、お申し付けください。

私の方からは、以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。「諮問第52号の答申 農林業センサスの変更について（案）」につきまして、産業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告をさせていただきます。

諮問第52号の農林業センサスの変更に関しては、5月17日に開催されました統計委員会において総務大臣から諮問されました。

産業統計部会は計4回審議を行い、今回、答申を取りまとめるに至りましたので、御報告いたします。

資料については先ほど御案内がありましたが、資料1として答申案、資料1の参考資料1として4回目に当たる第40回部会の結果概要、資料1の参考資料2として5月に諮問した際の資料を添付しております。

本来であれば、資料1の参考資料1である第40回部会の結果概要についても報告すべきところですが、本日は時間が限られておりますので、答申案を中心に報告をさせていただきます。

資料1の答申案を御覧ください。

最初に全体的な構成について説明いたします。

資料1は全部で18ページございます。まず、「1」として「本調査計画の変更」ということで、「(1)承認の適否」と「(2)理由等」から構成されています。この「(2)理由等」というところが、今回の変更に伴う審査ということで、14ページ目まで続いております。

続きまして、14ページの「2」というところで、前回の2010年世界農林業センサスの諮問・答申の際に出された今後の課題への対応ということで、それに関する内容を14～16ページにかけて書いています。

次に、「3」として「東日本大震災による被災地域への対応」ということを16ページの下のほうに書いています。

最後に、「4」として、17～18ページにかけて、今回の諮問に関する「今後の課題」というものを書いていきます。

それが今回の答申の全体像ということですが、これから答申の中身について説明をしていきます。

まずは、資料1の1ページ目に戻っていただきまして、「1 本調査計画の変更」の「(1)承認の適否」というところを御覧ください。

これは、結論を申し上げれば、「変更を承認して差し支えない」という第1段落の最後のところが結論ということになっています。

「ただし、『(2)理由等』で指摘した事項については、計画を修正する必要がある」ということで、以下、指摘した事項があれば、その修正案を1～14ページ目まで書いていきます。

全ての変更についてここで説明していると、とても時間が足りませんので、主な変更点について説明をさせていただきたいと思っております。

大体、資料1は、調査実施者から出された変更案に対して、どのような修正が加えられたのかということが、表ないしは図の形で書いています。

まずは、主な変更点の最初ですが、2ページ目の「(イ)変更事項2」を御覧ください。これは年齢の区分についてですが、ここでは農林業経営体が過去1年間に農業経営のために雇用した者に関する調査事項について、新たに年齢階層区分というものを導入するというもので、今までは年齢階層区分というものがなかったのですが、それを追加するというのが当初の変更案でした。

その当初の変更案というのが2ページ目の表3に書いてあるわけですが、15～24歳、25～44歳、45～64歳、65歳以上という年齢区分に関しましては、もう少し年齢の区分を詳しくした方が、施策への利活用上も有効なのではないかという議論が行われまして、結果的に3ページ目の表4にありますとおり、25～44歳という区分をさらに分割するという修正が行われます。それが主な変更点の第1番目です。

2番目の主な変更点は、3ページ目の一番下のところから5ページ目にかけて「(エ)変更事項4」というところですが、ここに関しては大きな変更ということになります。

内容的には、前回の2010年世界農林業センサスのときに、野菜類等の品目別作付面積について削除するというかなり大幅な変更が行われましたが、今回それを復活させるというのが提案の内容でございまして、それについて、4ページ目に変更前と変更後という形でかなり詳しく表の形で対比がされています。

なぜ一度削除したものを復活させるのかということなのですが、そもそも、前回の2010年世界農林業センサスのときになぜ削除したのかというと、農林水産省の統計調査に作物統計調査というものがございまして、その作物統計調査で野菜類等の作付面積を把握できるようにすることとし、それを前提として農林業センサスでは経営耕地面積は調査しないという整理が行われました。

ところが、予算等の関係から、この作物統計調査による把握というのが実現しなかったということがあり、このままですと野菜類等の作付面積についてしっかりと調査ができないということになってしまいます。

したがって、前回、削除するという決定をしたわけなのですが、状況が大幅に変わったということから、この野菜類等の作付面積を復活させるという判断をいたしました。

この農林業に関しては、経営耕地面積や作付面積というのは非常に有用な補助情報で、これがあるのとないのとではデータの精度、統計数値の精度というのが全く変わってくるということもあります。

また、農業政策の実施に当たっては、この作付面積等が非常に重要な役割を果たすということがあるので、どこかでは調査していなければいけない。

したがって、これを復活させるというのは、状況が変化したことからやむを得ないという整理をいたしました。それが主な変更点の2番目です。

主な変更点の3番目は、9～10ページにかけてですが、農山村地域調査票（農業集落用）に関して、DID、つまり人口集中地区までにどれぐらいの時間をかけて行けるのか、どのような交通手段を使って行けるのかということ新たに調べるということで提案があったものです。当初の提案では、どういう交通手段を使うのかということについて、調査する側がコントロールするのではなく、調査される側が自分で考えて書きなさいということになっていました。

これですと、車を使って行ったのか、徒歩で行ったのかということが判然としないということがありましたので、10ページ目の表16に書いてありますとおり、どういう交通手段を使うのかということについて特定できる形にいたしました。それが主な変更点の3番目です。

次は「調査方法の変更」等についてということで、資料1の13ページを御覧ください。

この13ページで、「調査方法の変更」について説明しているのは、オンライン調査の試験的導入ということです。

オンライン調査の導入に関しては、14～16ページに書いてあります、前回答申における今後の課題として挙げられていた内容の一つで、それに対応するというので、今回オン

ライン調査を導入することとしているのですが、試験的というのは、全国でオンライン調査を導入するのではなくて、一部の市町村、全体的に大体1万～2万の経営体が対象になる見込みなのですが、そこで部分的にこのオンライン調査を導入することとしております。

これに関しては、前回答申の課題として指摘されていたことと、一度に173万経営体全てを対象にオンライン調査を導入するということになると、ハンドリング等がなかなか難しいということもありますので、今回、試験的に導入をして、今後どのように拡大していくのかということを検討するということにしていますので、部会としては適当と判断いたしました。

以上が、主な変更点ということになります。

続きまして、前回の答申における今後の課題への対応ということについて、こちらは14ページに書いてありますが、詳細な比較表を15ページに書いてあります。

前回答申において出された、今後の課題は大きく分けると3つございまして、1つは先ほど既に話題に出ていましたけれども「農林業経営体調査におけるオンライン調査の併用の検討」ということで、これに関しては、部分的に導入するということで一応対応がなされているということになります。

「農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計の検討」ということが2番目の今後の課題として挙げられていました。今回、農林業経営体の形態に応じて、別々の調査票を用意するということはしておりませんが、調査項目の配列を見直すとか、そういうことによって農林業経営体の形態に応じて調査票が有効に活用できる対応をしているということで、これも今後の課題への対応がなされた部会では整理しております。

3番目の課題というのが「国勢調査の調査区情報の活用を図ることの検討」ということです。これに関しましては、地域メッシュを介して農林業センサスの結果と国勢調査の結果とがリンクできるという方法が、技術的な方法として提案されていて、この方法を実現するために電子地図への農林業経営体の位置情報の追加作業等を計画的に進めることとしておりますので、これも対応がしっかりとされた部会では判断いたしました。

次は「東日本大震災による被災地域への対応」ということで、資料1の16ページ下段になります。

ここでは、3点対応がなされたということで紹介しております。まず1点目は、岩手県、宮城県、福島県、いわゆる被災3県の沿岸地域における調査客体候補名簿の整備に当たって、作業に先立って調査客体候補の所在確認を行って、その結果を3県に提供する、従前よりも早いタイミングで名簿の整備に入って、その情報を3県に提供するという対応であり、①に書いてあることです。

②に書いてあることは、先ほど申ししていなかったのですが、今回、全国的に調査の実査期間を1か月半から2か月半に延長することとされている中で、被災地域に関しては、特にさらに延長期間を拡大して4か月とするという対応を行うこととしているということです。

これは、通常よりも被災地域に関しては、調査に時間がかかるであろうという判断からそういう拡大が行われているということです。これが対応の2番目になります。

3番目の対応は、被災地特有のケースを想定して、被災地向けの「記入の手引き」というものを特別に作成して配布するというもので、③に書いてあることです。

これらの措置に関しましては、地方公共団体の調査関係事務の負担軽減等を図るという観点からも適当であると判断いたしました。

最後の部分になりますが、17ページの「今後の課題」についてです。こちらは3点挙げてあります。

まずは「(1) 国勢調査等の情報の活用について」です。先ほど国勢調査の情報と農林業センサスの情報とを、位置情報を介在させることによりリンクさせるという対応がなされたという話をしましたが、今後も引き続きそういった作業を進めてくださいというのが、第1番目の課題になっています。

これに関しましては、先ほど説明しましたとおり、既に位置情報を介在させることによって国勢調査の情報と農林業センサスの情報がリンクできるということで、そこで宿題はいったん終わったという見方もできるのではないかという意見もあったのですが、せっかくそういうリンケージがなされたということなので、それを活用する方法ということに関しても、引き続き検討していただきたいというのが1番目の課題ということになっています。

2番目は「(2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について」です。今、家族経営体の農家が集落営農組織に加入することがますます進んでいますが、農林業センサスの結果表章においては、農林業経営体の数が減少してしまったときに、それが、家族経営体の農家が集落農業の方に吸収されたため減少しているのか、あるいは単に離農して減少しているのか、それが今の農林業センサスの形では必ずしも十分に把握できる形になっておりません。

これですと、今後、多分、集落営農組織化が更に進展していくことが予想される中で、その進展の様子というのが農林業センサスでは捉えられないかもしれない。そのため、それに対応できる方策というものを考えてくださいというのが2番目の課題です。

最後に3番目の課題についてです。今、農業が大きく動きつつあって、今まで農業だけで経営を行っていた事業者が農業以外の分野にも進出していくという動きがある一方で、逆に、今まで農業とは無関係であった事業者が農業に参入してくるという状況があります。

そうすると、今のところ経済センサスと農林業センサスというのは、調査されている項目が違う、あるいは対象そのものが違うということで、必ずしも両者が歩調を合わせて調査をするという形になっていないのですが、今後はそのように異業種の乗り入れとか、農業の異業種への進展、あるいは農業以外から農業への参入ということも多く考えられるので、経済センサスとの役割分担というのを意識しつつも、2015年農林業センサスに関しては、事業所母集団データベース等を介在させて、平成28年に実施が予定されている経済セ

ンサスー活動調査による調査結果のデータ移送等を受けることにより、両調査の連携を図ることというのを3番目の課題としております。

少し長くなってしまいましたが、以上で答申の説明を終わらせていただきます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

よろしければ、答申案についてお諮りしたいと思います。ただいま説明いただきました「農林業センサスの変更について」の本委員会の答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料1によって総務大臣に対して答申します。産業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、御審議どうもありがとうございました。

なお、前回の基本計画部会で検討いたしましたように、次期基本計画におきましては、従来こういった今後の課題というのが課された場合に、次回の諮問時までには回答する、検討するというようになっておりましたが、「今後は、一定期間内に検討する」という御意見をいただき、特段の御意見がございました。このため、そのような対応を今後お願いすることとなるかと思っております。皆様におかれましては、方針が決定された際には、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、諮問第56号「工業統計調査の名称の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 それでは、政策統括官室で本件諮問を担当しております、経済統計担当統計審査官室から御説明とおわびを申し上げます。

今回の諮問は「工業統計調査の指定の変更について」ということで、基幹統計の名称ともなっております工業統計調査を適切な名称に変更するというものでございます。

新統計法は、作成する統計と、それを作成する手段の一つである統計調査を概念上区分しておりますために、法第7条3項で準用する第1項の規定に基づきまして、該当調査の諮問時に基幹統計の名称を変更する手続をとってまいりました。

この結果、新法全面施行時の21年4月時点で17ほどございました基幹統計調査の名称につきまして、これまで既に6個の変更を実施してきた次第でございます。

今回の工業統計調査につきましても、本来であれば7月の工業統計調査の諮問時にあわせて諮問すればよかったところ、本件を担当します経済統計担当統計審査官室における審査の際に、まことに遺憾ながら見落としがございましたため、樋口委員長に御相談の上、本日、追加的に諮問させていただくことになりました。

委員の皆様には御多忙のところ、再度御審議いただくこととなり、御迷惑おかけいたしましたことをおわび申し上げます。

なお、諮問時期ですが、7月と8月でずれてしまいましたが、出口となる答申ですが、委員長及び西郷部会長とも御相談の上、工業統計調査の円滑な実施に影響が出ないように、ともに9月に御答申いただく方向で、産業統計部会におきまして御審議いただく予定でございます。

政策統括官室からは、以上です。ありがとうございます。

○樋口委員長 何かございますか。お願いします。

○若林経済産業省大臣官房構造統計室長 経済産業省ですけれども、工業統計調査の諮問に関しまして、前回7月の統計委員会におきまして、委員長から工業統計調査についても民間事業者への委託内容に関して、特定サービス産業実態調査のような変更がないかという御質問がありました。

これに関しましては、当日の回答が非常にわかりにくいものでしたので、この場をお借りしまして説明したいと思います。

委員長からの御質問に対しましては、工業統計調査では、従来から民間事業者に対して調査票等の配布、回収、督促、審査までをお願いしておりますので、その業務内容ということに関しましては、変更はございません。

しかしながら、今回、地方自治体経由で行う調査員調査と、国から民間事業者経由で行う郵送調査の対象範囲を変更いたしますので、これまで地方自治体の担当でありました事業所の一部が民間事業者の担当に移ることになります。

これに伴いまして、民間事業者の作業は増加するということになりますので、委託の規模が変わるということがあり、そのつもりで、前回、説明をしておりました。

したがって、委員長からの御質問に関しましては、対象事業者の数という意味では変わりますけれども、民間委託の業務内容自体は特定サービス産業実態調査のような変更はありません。前回委員会におきまして、わかりにくい説明をいたしましたけれども、それは訂正させていただきます。失礼いたしました。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

統括官室から工業統計調査の指定の変更につきまして、お申し出をいただきました。

この扱いをどうするかということですが、この工業統計調査に関する、今回は諮問第55号という形で出ておりますが、別途56号という形でこの名称の変更を行った方が、前に出した55号を取り下げて、また修正を加えて新たに出すというよりはスマートではないかと考えましたので、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 よろしければ、これにつきまして産業統計部会で御審議いただき、その結果につきまして、本委員会で御報告いただくということにしたいと思います。西郷部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○安部委員 1点質問をよろしいでしょうか。

私は前回欠席したので、そういう議論があったのかなかったのかわかりませんが、工業

という用語は一般論としてどんどん使われなくなってきた、製造業という用語の方が一般的に非常によく使われるようになってきていると認識しているのですけれども、そういうことはどうお考えなのか、あるいは未来永劫、工業でいくのか、未来永劫というのは多少極端ですけれども、そういう世の中の言葉の使い方の情勢というものが、こういうことにどう反映されていくのかという点はいかがなのでしょうか。

○樋口委員長 これは前回議論ございませんでしたので、統括官室あるいは経済産業省から何かございますか。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 では、政策統括官室から御説明いたします。

ただいまの御指摘につきましては、確かに一般論としてはそのようなことが言えるかと思いますが、工業統計調査というもののユーザーにおきまして、かなり慣れ親しんで使っておられる部分がございます。

そういったところも勘案しまして、次の部会の中で、今、御指摘の点を含めましてどのような基幹統計の名称にするのが適切かどうかを検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。では、そのようにお願いいたします。

よろしければ、西郷部会長の方にこの諮問に対する検討をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第57号「国民生活基礎調査の匿名データ」につきまして、事務局と厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○佐々木内閣府統計委員会担当室企画官 それでは、最初に匿名データ部会の事務局、内閣府の統計委員会担当室から御説明申し上げます。

お手元の資料3を御覧ください。

今回の諮問第57号は、平成22年に答申をいただきました平成16年、国民生活基礎調査の匿名データ作成方法に基本的に則り、平成19年調査の匿名データを作成することについてです。具体的には19年調査で追加となった調査事項を提供、また16年調査では対応できていなかった一部の事項について対応することです。

16年調査とは大きな変更点はございませんが、統計法において、「匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ統計委員会の意見を聞かなければならない」とされており、かつ匿名データ作成に関しましては、軽微案件とする基準がないため、今回、諮問するものでございます。

また、匿名データ作成の諮問に関しましては、匿名データ作成・提供に係るガイドラインにおいて、諮問に必要な資料としまして、この資料の表紙にございます別添2の作成方法、別添3のチェックリストや別添4の提供項目などを整えることとされており、本日の資料もそのガイドラインに沿って作成したフルセットの資料となっております。

ただし、今回は前回答申をいただきました16年調査の作成方法に基本的に則っておりますので、19年調査で新たに追加答申した事項を中心に御審議していただければと考えております。

それでは、厚生労働省から諮問の概要等について、御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室室長 厚生労働省でございます。

国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について、諮問させていただいております。

お手元の資料で2枚目の2面でございますが、見開きで「諮問の概要」と見開きのもう片方の面に「匿名データの作成方法の変更点」ということで整理させていただいております。

今、統計委員会担当室から御説明いただきましたように、平成19年国民生活基礎調査の匿名データの作成をするものでございますが、基本的な考え方は平成16年国民生活基礎調査の匿名データの作成について御議論いただいた作成方法を使いまして、19年の匿名データを作成するというものでございます。

「諮問の概要」の1にございますように、平成16年国民生活基礎調査におきましては、諮問第34号の答申ということで、作成方法の御承認をいただいております。

その後の経緯でございますが、平成13年の国民生活基礎調査につきましては、手法に全く変更がないものから、現在、提供させていただいております、平成19年において若干の変更点を盛り込んでおりまして、その点を今回諮問させていただくというものでございます。

「匿名データの種類」でございますが、平成16年、13年と同様に匿名データをAとBの2種類作成いたしまして、世帯票と健康票、それから、世帯票と健康票、所得票及び貯蓄票をそれぞれあわせたものをデータとして提供させていただくことで計画しております。

匿名データの今回の19年の変更点で、基本的な作成方法については、平成16年と同様のもので作成をさせていただくこととしておりますが、19年の匿名データ作成において変更点が幾つかございますので、変更点について御説明させていただきます。

簡易版でございますが、別添1、見開きの右側を御覧いただければと思います。主な変更点として4点を整理させていただいております。

一つが年齢のトップコーディングでございます。年齢のトップコーディングにおきましては「今後の課題」においても御指摘いただきました、当該年の人口構成を踏まえてトップコーディングを検討せよという課題をいただいております、平成19年におきましては、90歳以上をトップコーディングするということで変更しております。

16年については、85歳以上というところでまとめさせていただきましたが、人口の状況を勘案いたしまして、19年の匿名データにおいては、90歳以上とさせていただきたいと考えております。

それから、所要の変更でございますが、②で国民生活基礎調査のしきい値が1%しきい値基準を使わせていただいております、この19年においても1%しきい値基準に基づき

まして、家計支出額、普段の活動ができなかった日数、家計支出額については、家計支出額その他幾つかの内訳がございますが、それぞれの内訳について1%のしきい値等々を用いまして、トップコーディングをさせていただくというものでございます。

それから、19年調査で新たに把握された調査項目がございます。「すぐに仕事につけるか否か」というのが世帯票でございます。これについては、新たに提供をさせていただくものでございます。

また、心の状況についての設問が健康票に入っております。このデータにつきましてもしきい値に満たない部分は統合をさせていただきますが、その上で匿名データに反映させていただければと思っております。

④でございますが、平成16年調査で提供を見送った項目でございます。健康票の設問である「自覚症状」「通院傷病」については、複数回答の項目となっております。昨今の匿名データ作成の議論で、複数回答については匿名性が担保されるという御議論があったことを踏まえまして、コーディングをしないまま提供させていただくこととしております。

同じく16年調査で提供を見送った「手助け、見守りを要する者の状況」でございますが、有用性の観点からいろいろな御議論をいただきまして、新たに提供させていただきたいと考えております。

変更点は以上でございます。

○樋口委員長 よろしいですか。通常は統括官室を通じまして、総務大臣名で諮問がございますが、この「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」は、御覧のとおり、厚生労働大臣からの諮問ということで、担当室で、今、事務局という形で御説明をいただきました。その点、他の多くの場合と若干異なっているということでございます。

何かこれにつきまして御質問がございましたら、お願いいたします。

基本的にこの特徴というのは、匿名データを2種類、A、Bという形で提供するということによって利用者の利便を考えようという仕組みになっているものですが、よろしいですか。安部先生。

○安部委員 1点質問なのですが、乗数のことで伺います。

Aの方は全国一律の拡大乗数を再付与、Bの方は拡大乗数を付与しないとなっておりますが、これはどういう考え方でこうなっているのでしょうかということと、全国一律という意味は、具体的には何を意味するのでしょうか。

○樋口委員長 お願いします。

○野口厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室室長 作成方法について、次ページの別添2に「平成19年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成方法（案）」というものがございます。

こちらを御覧いただければと思いますが、匿名データのデータAにつきましては、全国的な状況をもととの統計に基づいて把握するという利用の観点がございますので、復元をして乗数をつけたもので提供するようにしております。

Bについては、細かい分析で用いられるということを想定しておりまして、乗数を用いずにもともとの統計表の生のデータを使えるように、16年のときにも同じような作成方法をさせていただきまして、今回も同じようにさせていただいております。

○樋口委員長 よろしいですか。

○安部委員 確認なのですが、全国一律という意味は、何か地域以外の属性に関しては乗数は違うわけですか。例えば年齢階級とか。

○野口厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室室長 乗数で申しますと、地域区分を設けることが個人の特定に結びつく可能性がございますので、全国一律でもともとの数字に近いようになるように乗数をつけさせていただいております。

○樋口委員長 個別特定化を避けるために、2種類のデータを提供する。それによって一意性を回避したいというのが厚生労働省案という形で提示されているので、これも含めて部会で御検討、御審議いただければということによろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

よろしければ、これにつきましては、匿名データ部会で御審議をお願いしたいと思います。椿部会長、どうぞよろしくお願いたします。結果につきまして、本委員会で御報告をいただきたいと思っております。

次に、産業統計部会に付議されております工業統計調査の審議状況につきまして、西郷部会長からの御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、御報告をさせていただきます。

まず、この第41回産業統計部会に関しましては、結果概要が資料4に示されています。まだこれは照会をかけている最中のものなので未定稿ということになってはいますが、その中からかいつまんで御報告させていただきます。

まず、7月26日に統計委員会で諮問をされまして、工業統計調査の変更についてということで第1回の部会、それが41回の産業統計部会なのですが、8月20日に行われました。

資料4の5番の「概要」の(1)の上のところに主な結果が書いてあります。いろいろ細かい議論はあったのですが、今回の変更案に関しては、おおむね適当という判断が下されております。

どのような議論があったのかということ資料4に沿って御説明いたしますと、まずは調査票の設計そのものに影響がありそうだということで、通常部会の議論と順番を変えて、前回の答申における今後の課題への対応というところを最初に議論しました。前回いただいた課題が資料4の1ページ目と2ページ目のところに書いてあります。まずはその調査票の種類を2種類から1種類にするという課題です。事業者の規模が29人以下の調査票と30人以上の調査票が、今、別々の調査票になっているのですが、これを1つにまとめて、事業者の規模によって答える項目と答えない項目とが分かれるという案を検討しなさいということです。

結論から言いますと、確かにまとめることによって、配り分けの負担、間違いというのは減らせるのですが、今度は逆に回答者の方での混乱とか、地方自治体の方で実施するときに混乱がかえって大きくなるのではないかということで、調査票を2種類から1種類にするというよりは、2種類のままで実施するというのが一応の結論ということになっています。

2番目に、常用労働者の範囲、概念の見直しということなのですが、これは今後の課題というものが出された時点というのが経済センサスー活動調査の実施前ということだったので、このような課題が出されていたのですが、従業者数の調査項目に関しては、この経済センサスー活動調査実施時に既に整理されている格好になっていますので、今となっては一応取り組み済みの内容ということですし、常用労働者の定義あるいは使い方等については、現在基本計画部会第2ワーキンググループで行われている従業上の地位に関する議論の経過を注視しながら検討ということなのですが、前回の課題ということなので、一応議論はしたということです。

今度は、2ページ目のウのところですが、労働生産性について、管理部門と非管理部門とを従来は分けて調査していたのを、それをやめたというのが経緯としてあるわけなのですが、そのやめたということについてちゃんと検討しなさいというのが課題となっております。

これに関しては、確かに調査される側、回答者の側から見ると、両者を区分して書くというのが非常に難しいという面があることから、現在の調査では、区別するのは見送られているのだけれども、区別できるようであれば、やはり検討すべきではないのかという意見もございましたので、これに関しては、今、部会で検討中です。

それにあわせて、審査メモにはなかったのですが、資料4の2ページ目の真ん中あたりになりますけれども、従来、工業統計調査では、有形固定資産というものを調べていたのを、それを今は調べない形になっているのですね。

これは調べないと、全要素生産性であるとか、労働生産性に関しては、今、議論がありましたけれども、それ以外の生産性についても、有形固定資産を調べることによって有効に計測できる、これの復活ということも検討すべきなのではないかという意見が出されて、これに関しても、今、議論しているところであります。

アとエとオとあるのですが、そちらは飛ばさせていただいて、3ページ目の「(2)工業統計調査の変更について」というところについて報告をします。

先ほど少しお話がありましたけれども、工業統計調査に関しても、今度は調査方法の変更に伴って、民間の事業者が調査に加わる、これは従来からやっていたわけなのですが、その担当範囲というものが変わる、それに関連して、経済産業省で所轄している工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査で、どのように民間の調査会社、事業者が活用されているのかということに関して、民間事業者の活用の考え方、実査時及び実査後の対応方法等について、3調査についてまとめていただいております、それに

についても議論をしています。

もう一つ、調査方法の変更ですけれども、従来の調査票の配り分けの基準というのが、従業者規模と単独であるか本社一括なのかというのが非常に複雑に入り組んでいて、前回の調査のときには多少の調査票の回収に当たって混乱があったということです。それをすっきりとこのタイプの事業所に関しては、こういうふうに回収するというのが調査する側にとってもされる側にとってもはっきりとわかるような形で整理をしていただいて、それに関してはポジティブな評価を与えられたわけですけれども、ただ、そうは言いながら、地方にとっては、今まで対象としていなかったところが、新たにその地方で調査するようなことになる。そこに関して少し心配があるという意見が出されましたので、それに関しては経済産業省で都道府県との連携を図って対応していただくということになります。

最後に、1回目の部会ではあったのですけれども、全体で2回で答申案まで審議したいということでしたので、答申の骨組みについても第1回、8月20日の部会で話し合いました。

以上で産業統計部会での部会報告ということになりますけれども、詳細につきましては、資料4を御覧いただいて、8月30日に2回目の部会を予定しております。

私からの報告は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

1ページの、今「前回承認時における今回の課題への対応」のイの「『常用労働者』の範囲、概念及び用語の見直し」で、ここにつきましては、ここにも書いてありますように、基本計画部会の第2ワーキングで、現在、議論しているところでもあります。

ここに書いてありますが、特に強い意見等がなければとなっており、これが出てくるかどうかというのは、今日もこれについて審議があると思いますので、その様相を注視いただき、また御検討いただきたいと思います。

経済センサスの方にも及ぶ定義変更ということがあり得るかと思しますので、そのときについては、御対応のほどよろしくお願いいたします。

○西郷委員 わかりました。

○樋口委員長 ほかにいかがですか。廣松委員。

○廣松委員 簡単な質問ですが、工業統計の場合、たしか審査に関して地方が行う、地方分査というものが行われてきたと思うのですけれども、今度の調査方法の変更に伴い、その部分がどういう形になるのでしょうか。民間の事業者が審査まで行うということでしょうか。

○樋口委員長 これは先ほどの点と関連すると思いますので、経済産業省からお願いいたします。

○木下経済産業省大臣官房構造統計室参事官補佐 経済産業省でございます。

今、御質問いただいたとおり、もともと地方で審査を行っていたというやり方を従来か

ら続けてきておりましたけれども、やはり民間の事業者を活用したときから、国で回収した調査票は、民間事業者で審査をやっていたという事実がございます。

それをさらに明確化することを今回考えておきまして、これまで国が担当していた部分に加えて、さらに今まで地方で集めていた部分についても国の方で回収する部分が多くなります。その部分を地方に審査をさせるのではなく、国の方、いわゆる民間事業者を使って審査をする、つまり回収したところが全て審査をやるという方向に全面的に整理していきたいということがございます。

ただ、今までも民間事業者で審査自身は行っていたということがございます。

○樋口委員長 いかがでしょうか。

○廣松委員 わかりました。

ただ、地方で分査をやるようになったのは、一つはやはり工業の、特に小規模な工場等に関しては、やはり地方の方がよく事情、実情がわかっているのではないかという理由から、地方で審査をすることを導入した経緯があったように思うのですが、今回、諮問のような形で変えるということであれば、その部分も十分検討していただければと思います。

○樋口委員長 それでは、ただいまの御意見は西郷部会長の方で特に注視し、留意して御検討いただきたいと思いますが、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。

最後に次回の日程につきまして事務局からお願いします。

○村上室長 次回の委員会は、9月27日基本計画部会終了後に本日と同様、この会議室で開催いたします。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

私の方からは、以上です。

○樋口委員長 それでは、以上をもちまして第67回統計委員会を終了いたします。